

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- ①現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得している事。
- ②介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っている事。
- ③介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている事。

という3つの要件を満たしている必要があります。

③の「見える化」要件とは、障害福祉サービス等情報公表システムや自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表している事です。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表致します。

分類	内容	法人での取組
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備	産前産後の休業、母性健康管理の為の休暇、育児休業、介護休業、育児時間等の期間休暇等職員の事情に応じたシフトや短時間正規職員制度の導入に取り組んでいます。
生産性向上の為の業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	ipad や公式 LINE を活用する事で児童をお預かりしている時間に急いで連絡帳の記入等をしなくても済むようになりました。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	記録や報告様式を準備し、参加者と情報の確認をした場合に名前を記入していくようにし情報共有がしやすい環境作りと、LINE の活用により記録に残り全員が目を通しやすいようにしています。

<p>やりがい・働きがいの構成</p>	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</p>	<p>平日の午後の活動前と活動後等の時間を使って振り返りやミーティングを行いやすい環境作りをしています。定期的に外部顧問も交えたミーティングを行い、職員と顧問とが支援内容について話し合える時間を設けています。</p>
---------------------	---	--